

医危第6251号

令和4年11月16日

神奈川モデル認定医療機関 院長 殿

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長

( 公 印 省 略 )

### レベル分類の見直し及び最大確保病床数の変更について（通知）

日頃から新型コロナウイルス感染症に係る医療の提供の継続に御尽力くださり、厚く御礼申し上げます。

さて、11月11日（金）に国の新型コロナウイルス感染症対策分科会において、「今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合に想定される対応」が取りまとめられ、オミクロン株の特性を踏まえたレベル分類の見直し等について示されたところです。

これに伴い、11月15日（火）に開催された新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議において、別紙のとおり県のレベル分類を見直すこととしましたので、お知らせします。

なお、見直し後のレベル分類の活用については、国のレベル分類の見直しが正式決定され次第速やかに県のレベル分類見直しも実施する予定です。

また上記会議において、最大確保病床数（フェーズ「4」の確保病床数）を変更しましたので、併せてお知らせします。

＜主な見直し・変更内容＞

#### [レベル分類]

- レベル「1」～「3」については、これまでの病床確保フェーズとの連動をなくし、病床使用率により判断するものとしました。
- レベル「4」については、原則「災害特別フェーズ」時になるものとしました。
- 住民・事業者に対する慎重な行動や接触機会の低減の要請・呼びかけを行う「医療非常事態宣言（仮）」等が設けられましたが、具体的な要請等の内容については宣言の適用時に県の対策本部会議で決定することとなります。

#### [最大確保病床数]

- 最大確保病床数（フェーズ「4」の確保病床数）は従来の2,100床から2,200床に上方修正したほか、「災害特別フェーズ」ではこれに400床（変更なし）を上積みした2,600床にすることとしました。